

# 韓国の革新学校における生徒参加実践の性格分析

学校開発政策コース 巖 アルム

An analysis of the nature of Student Participation in Innovation Schools of Korea

Areum EOM

Innovation Schools, which implement innovative practices in all areas of schools, including teaching, evaluation, and school administration, aim to create democratic communities through the participation of teachers and students.

The purpose of this study is to analyze the nature of Student Participation in Innovation Schools from the viewpoint how the debate about Student Participation has been made in the law and curriculum compared to what it was before Innovation Schools. Through this, it can be understood that Innovation Schools help students to participate under the ideology and philosophy contained in the Ordinance on the Protection of Human Rights for Students and Education for Democratic Citizens. This culture can be said the inherent strength of Innovation Schools for sustainable school innovation.

## 目次

1. はじめに
2. 革新学校以前の時代における生徒参加実践
  - A 法制上：青少年保護関連政策と教育関連法制
  - B 教育課程上：生徒の自治活動
3. 革新学校における生徒参加実践
  - A 法制上：生徒人権条例
  - B 教育課程上：民主市民教育
4. 革新学校における生徒参加実践の性格分析
  - A 法制の比較に基づいた性格分析
  - B 教育課程の比較に基づいた性格分析

### 1. はじめに

革新学校は2009年の京畿道教育監の当選とともに公教育の改善政策の一環として京畿道教育庁が全国で初めて制度化した学校である（長と金，2011）<sup>1)</sup>。革新学校では革新学校以前の公教育の学校と比べて教師や生徒の自発的参加に基づいた新たな教育実践がなされているのが特徴である。革新学校における教育実践は授業、教室、評価、行政、学校運営、学校文化など学校教育の全領域で行われており、これは名の通りの「革新」的な取り組みとして一定の注目を集めている。革新学校は、特に、学校文化において民主的な学校文化づくりを掲げ、教育主体間の協力による民主的自治協同体を目指している（京畿道教育庁，2012）。この意味で成（2011）<sup>2)</sup>と京畿道教育庁（2012）は、革新学校

を学校構成員の協業システムの定着を求めることで創意的問題解決の風土をつくる学校と定義している。

革新学校の民主的な学校文化づくりには学校長、教師、そして生徒の主体的な役割が重要となる（南外，2015）。革新学校で生徒は学校の3主体の一つとして学校運営や授業などに参加する活動をしながら民主的な学校文化づくりへの役割を果たしている。生徒の参加活動のない学校革新は半ばの革新といわれるほど<sup>3)</sup>、革新学校における生徒参加は学校革新を成し遂げる重要な要因である。そのため、革新学校における生徒参加の実践を考察し、学校革新における生徒の役割に注目することは学校革新への理解を深める上で意義のある、必要な作業になる。その作業には、まず、生徒参加を支援する革新学校の理念と文化を探り、生徒参加への論議がどのような学校文化の下でなされているのかを見ることが求められる。

したがって、本稿では韓国の教育において生徒参加の実践が革新学校の時代に入ってより活発で具体的になったという前提を持ち、革新学校時代を起点とした生徒参加への論議に注目する。そのため、まず第1章では、法制と教育課程を通して革新学校以前の時代における生徒参加への理念と論議を考察する。そして第2章では革新学校時代における生徒参加の理念と論議を第1章のように2つの領域に分けて探る。最後には革新学校以前の時代の生徒参加実践と比較できる革新学校の生徒参加実践の性格について考察する。

## 2. 革新学校以前の時代における生徒参加実践

革新学校以前の時代における生徒の人権保障と生徒参加への理念は、韓国の青少年保護関連政策と教育関連法制を通して見る事ができる。本章では、まず、生徒の人権保障と生徒参加への価値を抱えている国際条約と世界的な潮流を概観しながらそれに影響を受けて制定された韓国の関連法制を見る。次に、大韓民国憲法と教育関連法制における生徒参加を支援する理念と価値を読む。教育課程面では、生徒参加が教育課程上生徒の自治活動と位置付けられることを中心にその内容を見ることとする。

### A 法制上：青少年保護関連政策と教育関連法制

世界的に生徒の人権と参加に対する価値が公有されたのは、UNが1985年を世界青少年の年と決め、同時に平和 (Peace)、発展 (Development)、参加 (Participation) を青少年の権利保障のための実践テーマと掲げたことによる (チェ外, 2004)。これを通してUNは世界平和と発展のために、青少年たちが社会に参加する機会を与えようというメッセージを世界各国に発信してきた。

本来、韓国は1964年度から青少年業務を担当する公式政府機関が設置・運営され、ここを中心に青少年関連法律の制定と行政組織の変化が行われていた (李外, 2014)。1984年には「青少年育成法」<sup>4)</sup> が制定され、青少年を健全に育成する国の政策が初めて世に出された。この後1991年の12月には青少年活動の活性化を目的とした全文66条と附則の「青少年基本法 (法律4477号)」<sup>5)</sup> が出されるにまで至った。ここでは9歳以上から24歳以下の人が青少年と定められ (第3条)、青少年の基本的な人権はすべての領域において守られるべきであること (第5条) が明示された。「青少年基本法」の制定を皮切りに、1997年には青少年を保護するための「青少年保護法」<sup>6)</sup> が制定され、2000年には「児童・青少年の性保護に関する法律」<sup>7)</sup>、2004年には体験活動を中心に青少年を成長させることを目的とした「青少年活動振興法」<sup>8)</sup> と青少年の福祉を支援する「青少年福祉支援法」<sup>9)</sup> が次々と制定された。これら青少年関連の法律は他の先進国のものより体系的であると評価されているが、基本的にこれらの法律は青少年の人権保障より、青少年を外部的世界から保護すべきであるという認識を前提としてつくられたものであるといえる (李外, 2014)。また、これに関して朴は、青少年関連の法律は青少年を対象にした政策と

いうより、青少年対象の環境及び供給者に対する規制であると指摘している (朴, 2013: 387)<sup>10)</sup>。

他方で、青少年の保護の観点から一步踏み出して青少年の人権保障に着目した国の動きが始まったのは、1989年11月にUN総会において採択され1990年に発効された「児童の権利に関する条約 (Convention on the Right of the Child)」の制定からである。この条約の発効をきっかけとして児童・生徒の基本的な権利を配慮する教育が求められるなど、児童・生徒の人権保障に関する認識が世界的に共有されるようになった。このような世界的流れに乗った韓国は1990年に「大韓民国青少年憲章」をつくり、青少年は社会が保護する未来の主役であることを宣言した。さらに、韓国は1991年に「児童の権利に関する条約」を批准し、児童・生徒の人権保障という世界的価値を受け継ぎようとしていた。この後1998年にポルトガルリスボンにおいて開かれた第1回世界青少年関係長官会議 (The 1st World Conference of Ministers Responsible for Youth)<sup>11)</sup> の影響を受け、韓国政府は青少年基本法の5カ年計画の立案を本格化し、青少年の人権に関する国の意識整備を整えようとした。それから1998年には青少年の人権保障を含む内容の「青少年憲章」が改正されるとともに、これに影響を受けた当時の教育部は「生徒人権宣言」をつくろうと動き出していた (金, 2002)。しかし、これをめぐる学校管理者と生徒たちの意見の相違によりこの試みは公論化されることのないまま終わった。

先述した国際的条約やそれに影響をうけて出された韓国の関連法制が共通的に求めている価値、すなわち、生徒が人権の主体であることは、すでに大韓民国憲法と教育関連法制でも明らかに記されている (李2004: 15)。まず、大韓民国憲法第10条にはすべての人は人間として基本的な権利を持っていることが明示されている。すべての基本権保障の終局的目的といわれている憲法第10条を通して、生徒の人権は憲法的次元のものであることが確認できる (呉, 2012: 131)<sup>12)</sup>。なお、教育当事者の権利と義務に関わる内容を含む教育基本法第12条には、教育課程における生徒の人権保障について記されている。それから、初・中等教育法第17条は1998年リスボン宣言の議題であった参加という価値に関して規定している。そして1998年3月から施行された初・中等教育法施行令第30条には生徒の参加活動の保障について記されている。上記した各法令文については次の〈表1〉にまとめる。

2000年代に入り、これらの教育関連法制は生徒の人

〈表1〉生徒の人権保障と生徒参加に関する内容の教育関連法制の法令文

	法令文
大韓民国憲法 第10条	全ての国民は人間として尊厳と価値を持ち、幸福を追求する権利を持つ。
教育基本法 第2章第12条	①生徒を含む学習者の基本的な人権は学校教育、または、社会教育の課程において尊重され、保護される。
教育基本法 第1章第5条	②学校運営の自律性は尊重され、教職員・生徒・保護者及び地域住民などは法令の定めにより学校運営に参加することができる。
初・中等教育法 第3章第17条	生徒の自治活動は勧奨・保護され、その組織と運営に関する基本的な事項は学則で決める。
初・中等教育法 第3章第18条	④学校の設立者・経営者と学校長は憲法と国際人権条約に明示されている生徒の人権を保障しなければならない。
初・中等教育法 施行令 第1章第9条	①法第8条の規定により学校の学校規則（以下、学則とする）には次の各号の事項を記載しなければならない。 8. 生徒自治活動の組織及び運営
初・中等教育法 施行令 第3章第30条	学校の長は法第17条の規定による生徒の自治活動を勧奨・保護するために必要な事項を支援すべきである。

〈国家法令情報センター <http://www.law.go.kr>参照〉

権保障と生徒参加の価値を表面的に認めているものと指摘され、法の実効性を求めていた政治集団の動きが注目されるようになった。人権団体であるアスナロが生徒の人権侵害問題を挙げながら生徒の人権保障の具体的な方法を含む内容の法律を提案したが、実際の上位法の整備までには至らなかった。この後2002年の盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領の参与政権に入り、生徒参加に関する政策がつくられ、生徒に実際的な参加機会を与えようとした動きが現れた。代表的には2004年度から施行された「大統領青少年特別会議」が挙げられる。大統領が主宰する青少年特別会議は青少年基本法第12条<sup>13)</sup>に基づいて設立されたものである。2005年度には行政課程において青少年の権利侵害を防止し、その権利の積極的な救済のための「青少年オンブズマン」活動<sup>14)</sup>が始められた。これにより正式に政府の支援を受けた民間団体において青少年の権利を守ろうとした活動が可能となった。しかしながらこれらの活動は持続性が担保されていないという欠点を抱えていた。生徒の参加権利に関する政府次元の意識が国会に公論化されるまで至らなかったため、この活動は正式な法律の枠で行うことができなかった。この後にも生徒の参加権利をめぐる政策アプローチができない実情が続いた。2006年の第17代国会では、民主労働党のチェ・シュンヨン委員を筆頭にした委員らが学校において生徒の生徒会や自治活動を認めるなど、生徒の人権保障を主張する内容の初・中等教育法の一部改正案

を発議したが、会期満了によりこの案は審議されなかった<sup>15)</sup>。ただ、これらの議員活動は2007年12月14日に初・中等教育法第18条の4項により、学校の設立者と学校長による生徒の人権保障という規定が新設される結果を導いた。それから2008年の第18代国会で民主労働党のグォン・ヨンギル議員など10名の議員たちは生徒の人権を侵害する行為の禁止を含む内容の案を出し、初・中等教育法の一部改正案を発議したが、これも2012年議員の任期満了で廃案とされた<sup>16)</sup>。このように生徒の人権保障に関わる国の政策的アプローチができずにいた実情は、地方自治団体の取り組みであるが、2009年京畿道教育庁の金相坤（キム・サンゴン）教育監のマニフェストであった「生徒人権条例」<sup>17)</sup>を通して一層変わるようになった。生徒人権条例については3章で後述する。

## B 教育課程上：生徒の自治活動

学校教育活動は学校教育課程編成・運営の計画によって行われている。韓国は1954年の第1次教育課程から現在の2015改訂教育課程<sup>18)</sup>まで数回教育課程の編成を行い、その内容を教科と非教科で分けて学校教育活動を成し遂げている。国から提供された教科書を基にして行われる教科に対して、間教科的性格を持っている非教科は学校の自律性に相当任されて行われているのが特徴である（教育部、2015）。

唯一の非教科である創意的体験活動は、生徒の集団

的活動を通ず自発的参加（自律活動）、協同的学習能力の育み（ドンアリ活動）、配慮の実践（奉仕活動）、素質と潜在力の開発（進路活動）を目標として掲げ4つの領域で分けられて実践されている。創意的体験活動の4つの下位領域別活動については、次の〈表2〉にまとめる。教育部は創意的体験活動を生徒の自発的で自律的な参加によってなされる活動といている（教育部、2015）。そのため、教育部は生徒の発達段階と教育的要求などを考慮して学校級別、学年別、学期別でその領域及び活動を選び、集中的に創意的体験活動を運営することを勧告している（教育部、2015）。

創意的体験活動の4の下位領域別活動のうち、生徒参加に直接かかわる活動は生徒の自治活動にあたる。教育部は自治活動により生徒たちが日常の問題を合理的で創意的に解決する能力を育むことを目標としている<sup>19)</sup>。この自治活動の概念については論者によって多様に語られている。まず、金は、中等教育において生徒の意思決定への参加権利を保障し、それに関する内容を明示するのは生徒の自治活動であると言っている（金、2002: 2）。次に、金（1999）は生徒の自治活動を学級活動、生徒会活動、ドンアリ活動、学校内のいろいろな意思表現機構と活動を含める概念といい、自治活動の領域を区分している。そしてカン（2001）は自治活動は学年による差はあるが、教師の最小限の支援の下で生徒たちが自主的・自律的に参加し、運営する活動とみている<sup>20)</sup>。これらの定義は自治活動を生徒の集団活動における意思決定への参加に焦点を当てている。他方で、全教職員労働組合によると、自治活動は生徒が自ら自立と参加の立場で彼らの組織を構成し、学級活動と生徒活動を展開して生徒の権利を主張

する、そして、民主市民として成長するための資質を育み、ドンアリ活動を通して健康な生き方を身につける活動と定義されている<sup>21)</sup>。この定義は自治活動を通して生徒の民主市民としての素質と態度が育まれると見て、自治活動の教育的効果も含めている。

このように定義されている生徒の自治活動の内容については、第7次教育課程でより具体的に明記されている。本教育課程において生徒の自治活動は大きく協議活動、役割分担活動、民主市民活動の3つの内容で構成されている。当時、教育人的資源部が明らかにしていた自治活動の具体的な内容は次の〈表3〉に示す。

生徒の自治活動を扱う先行研究をみると、実際の学校現場において生徒の参加活動は、教育課程上に位置付けられている自治活動の枠で行われていることが確認できる。生徒の自治活動に焦点を当てている金の研究（2002）は、高等学校の生徒との面接方法で学級内自治活動と生徒会を通して生徒が自ら自由権を実現していく過程について考察している。金は生徒の自治活動の詳細領域と内容を次の〈表4〉のようにまとめ、自治活動を分析している。また、金（1999）の研究でも生徒の自治活動が学級内活動とドンアリ活動、そして生徒会活動を中心に行われていることが書かれている。これを通して、教育課程上の自治活動と実際の学校で行われている自治活動は、活動内容と参加範囲において差はないことがわかる。

〈表2〉2015年改訂教育課程の領域別創意的体験活動

領域	内容
自律活動	自治・適応活動/創意主題活動など
ドンアリ活動	芸術・体育活動/学術文化活動/実習労作活動/青少年団体活動など
奉仕活動	周りの人を助ける活動/環境保護活動/キャンペーン活動など
進路活動	自己理解活動/進路探索活動/進路設計活動など

（教育部、2015）

〈表3〉生徒の自治活動の内容

領域	内容	活動例示
生徒自治活動	協議活動	学級会議と生徒会の組織及び運営、生徒生活全般に必要な事項協議など
	役割分担	一人一役活動、学級部署活動、運営委員活動など
	民主市民活動	愛郷クラス活動、模擬議会、討論会、会話の広場
		その他必要な活動

（教育人的資源部、2000<sup>22)</sup>）



〈表4〉生徒の自治活動の領域と詳細内容

領域	活動例	詳細内容
学級活動	学級会議	学級全般において必要な事項協議, 学級生活規則決定, クラス歌・学級教訓作り, 学校及び生徒会に出す意見や発議など
	学級部署活動	学級部署の編成及び組織, 部署別活動と活動評価など
	学級出版活動	学級新聞発行, 学級文集発行
	学級行事	経験学習, 体育大会, 誕生日祝い
生徒会活動	生徒総会	生徒会年間事業計画及び予算案承認, 生徒会協議事項の議決, 生徒会則改正に関する事項の議決, 生徒会選挙に関する事項の議決など
	代議員会議	学級会議の意見集約, 学校に対する意見集約, 週の生活目標設定及び実施, 重要行事に関する意見集約
	運営委員会	生徒会自治活動企画及び運営, 生徒会予算編成, 部署別活動, 学校に対する意見処理, 生徒会業務実行など
	言論・出版活動	生徒会新聞発行, 生徒会雑誌発行

(金, 2002: 11)

### 3. 革新学校における生徒参加実践

革新学校における生徒参加を具体的に支援している法令は、京畿道教育庁の生徒人権条例が代表的である。本章では生徒人権条例を通して革新学校の生徒参加を支援する理念と価値を読む。そして京畿道教育庁の民主市民教育課程を取り上げ、教授・学習において生徒参加の価値をどのように実現しているのかを見る。

#### A 法制上：生徒人権条例

革新学校において生徒参加を支援している代表的な法令として生徒人権条例が挙げられる。2010年10月5日、京畿道教育庁は市・道教育庁のうち最初に学校現場における生徒の人権保障にかかわる内容の条例、いわゆる生徒人権条例を公表し、道内学校で施行させた(京畿道条例第4085号)。京畿道教育庁の生徒人権条例の解説書によると、生徒人権条例は大韓民国憲法第31条<sup>23)</sup>、UNの「児童の権利に関する条約」、教育基本法第12条及び第13条、初・中等教育法第18条の4に基づいて制定されたものであることが明示されている(京畿道教育庁2010: 8)。これらの法的根拠を持った生徒人権条例の制定の意義について、京畿道教育庁は次のように明らかにしている。

本条例は生徒を一方的な訓育と管理の対象ではなく、人権の主体であるという観点から見て大韓民国憲法と法令及び我々の国が加入・批准した国際人権条約など上位法に基づき自由・自律・参与・平等・安全・福祉など、すべての領域において生徒の人権が尊重さ

れ保障することができるようにその規範的な基準を具体化しています。

(京畿道教育庁の生徒人権条例解説書2010: 22)

生徒人権条例の制定を推進した当時京畿道教育庁の金教育監は、2009年5月に京畿道の生徒人権条例制定計画を立ちあげ、京畿道生徒人権条例諮問委員会<sup>24)</sup>を構成させ、総10回にわたる協議会を通して条例案を作った。条例案の初案制作には、2009年11月から活動した生徒参与企画団からのヒアリング、生徒作品公募、生徒177名も入れた圏域別事前協議会の会議内容などが資料として使われ、当事者である生徒の生意見が反映された。この初案は最終的に250人の生徒参与企画団の検討を経て、2010年9月16日に京畿道議会を通過し、正式な条例として発効された。このような京畿道教育庁の動きに影響を受けた他の市・道教育庁は翌年から次々と独自の生徒人権条例を公表し、これにより生徒の人権保障という価値が地方自治団体という範囲で共有されるようになったのである<sup>25)</sup>。

ここからは生徒人権条例の構成と内容を見る。生徒人権条例は大きく総則部分、生徒人権規定部分、そして人権保障と救済部分という3つで構成されている。これらは、第1章の総則、第2章の生徒の人権、第3章の生徒人権の振興及び第4章の生徒人権侵害に対する救済などに具体化されている。

条例の内容を詳しくみると、まず、総則は、条例を制定した目的と概念定義、そして人権保障に対する一般原則規定となっている。ここでは生徒の人権保障の

定着のために生徒自らの責任と教師の努力が強調され、生徒の人権保障は学校のすべての教育主体の責務によってなされることが次のように明示されている。

第 1 章第 4 条（責務）

- ②学校の設立者及び経営者、学校長、教職員は生徒の人権を尊重し、生徒の人権侵害を防ぐために努力しなければならない。
- ③生徒は人権を学習し、自身の人権を自ら保護し、教師など他人の人権を尊重するために努力しなければならない。

他方で、人権保障に対する一般原則規定は、条例に明示されていない人権があっても、それが明示されていないという理由で軽視されてはいけないうし、それも保障の対象になることと明確にしている。また、生徒の人権が無制限の権利ではないことが明示されている（呉, 2010: 127）<sup>26)</sup>。

次に、生徒の人権に関しては、①生徒人権の確認及び生徒人権の具体化②学校に対する禁止義務の付与③学校及び教育監の努力義務の付与とその内容で構成されている。特に、生徒人権条例の第 6 節には、生徒の自治、また、参加の権利が書かれている。具体的に第 2 章第 6 節第 17 条には自治活動の権利、第 18 条には学則など学校規定の制定・改正に参加する権利、そして

第 19 条には政策決定に参加する権利について明示されている。それぞれの内容を〈表 5〉にまとめる。

そして、生徒人権条例は生徒の人権保障と生徒参加の権利から一歩踏み出して学校現場において生徒の権利を保障する方法、また、生徒の権利が侵害された際の救済方法などを具体的に示している。これらに関する条文を次の〈表 6〉にまとめる。特に、人権侵害の救済条項に関して呉は、権利の実効性のために人権侵害行為に対する規制が必要であると評価しているが、人権に関する意識と理解を高めることが求められると言っている（呉, 2010: 129）。

B 教育課程上：民主市民教育

革新学校の発信地である京畿道教育庁は、教育課程においても生徒の人権と参加への価値を植え、これを学校現場で適用する方法として教科書や教育プログラムを開発する試みを続けている。それが京畿道教育庁が行っている「民主市民教育」である。

2012年12月に京畿道教育庁は世界人と共に生きる民主市民育成という目標の2013京畿革新教育方案を発表し、いわゆる民主市民教育を始めようとした。京畿道教育庁の生徒人権条例と京畿道平和教育憲章<sup>27)</sup>の制定により、人権と平和に関する意識が高くなったことが背景で、民主市民教育の展開に拍車がかかった。さらに、人権を体験することができる学校文化づ

〈表 5〉京畿道教育庁の生徒人権条例における自治及び参加の権利の条文

	条文
第 6 節第 17 条 (自治活動の権利)	①ドンアリ（部活にあたる生徒の集まり）などの生徒の自治的な活動は保障される。 ②学校は生徒自治機構の構成と運営などの活動において自律と独立を保障し、成績などを理由で構成員の資格を制限してはいけない。
第 6 節第 18 条 (学則など学校規定の制定・改正に参加する権利)	①生徒は学則など学校規定の制定・改正に参加する権利をもつ。 ②学校は生徒の人権を尊重して学則など学校規定を制定・改正し、これらを学校のホームページに掲示すべきである。 ③学校は学則など学校規定の制定・改正において生徒たちの意見をまとめ、生徒会など生徒自治機構の意見提出権を保障すべきである。
第 6 節第 19 条 (政策決定に参加する権利)	①生徒は学校運営及び教育庁の教育政策決定過程に参加する権利をもつ。 ②生徒会など生徒自治機構及び生徒たちの自発的結社は生徒の権利と関わる事項に対する権利を明らかにする権利をもつ。 ③学校長と教師は生徒代表との面談を通して定期的に意見を聞こうと努力しなければならない。 ④生徒代表は生徒に影響を及ぶ事案について学校運営委員会で参席し、発言することができる。 ⑤学校長と教育監は生徒に影響を及ぶ事項を決定する際には生徒の参与を保障しなければならない。

(京畿道教育庁の生徒人権条例, 2010)

〈表 6〉京畿道教育庁の生徒人権条例生徒における権利侵害の救済方法に関する条文

	条文
第 3 章 第 1 節 第29条 (広報)	教育監は児童の権利に関する条約の内容とこの条例が保障している内容など生徒の人権に対して一般人用と中高等学校用、初等学校用の説明書を制作・配分など広報のために努力しなければならない。
第 3 章 第 1 節 第30条 (学校内人権教育・研修)	①学校は生徒に生徒の人権に関する教育を学期当 2 時間以上実施しなければならない。 ②学校は教員を対象に生徒の人権に関する教員研修を学期当 2 時間以上実施しなければならない。
第 3 章 第 1 節 第36条 (生徒参与委員会)	①教育監は生徒に関連する政策に対して生徒の意見を集めるために、京畿道生徒参加委員会を設置しなければならない。 ④京畿道生徒参加委員会は次の事項に対して教育監に意見を提出することができる。 1. 京畿道生徒人権条例の改正に関する事項 2. 生徒人権実態調査に関する事項 3. 生徒人権実践計画に関する事項など
第 4 章 第 1 節 第39条 (生徒人権擁護官の設置)	①生徒人権侵害に対する相談及び救済のため生徒人権擁護官を置く。 ②生徒人権擁護官は生徒人権に関する学識、または、豊かな経験を持っている人のうち教育監が任命する。 ③生徒人権擁護官は常任 5 人以内にして、教育監が決める各自の管轄自治で活動する。
第 4 章 第 1 節 第45条 (生徒人権侵害救済申請及び措置)	①生徒は人権が侵害された時、または、侵害の危険におかれている時に生徒を含めて誰でも生徒人権擁護官にその救済申請をすることができる。 ②第 1 項の救済申請を受けた生徒人権擁護官は事件について調査し、教育庁、地域教育庁、学校及び教職員に対して是正勧告など適切な措置をしなければならない。 ③生徒人権擁護官は第 2 項の措置をした場合に、これを直ちに教育監に通報し、その要旨を公表しなければならない。

(京畿道教育庁の生徒人権条例, 2010)

くりへの必要性和民主市民としての新たな力量の要求など、学校において多様な教育活動の展開が必要とされたことから本格的な民主市民教育の開発が進んだ。このような背景の下で、京畿道教育庁は2013年3月に民主市民教育の専門教員などで構成された政策諮問団と支援団をつくり、民主的自治協同体に関する各種取り組みを展開した。2013年5月から10月にかけて、民主市民教育プログラムへの研究が行われるなど、学校現場で活用できる実際的コンテンツ開発の工夫が続いた。ようやく市民教育教科書が作られ、実際の学校現場への提供は2014年3月から始まったのである。2014年当時この教科書を申請した道内学校は初・中・高合わせ2,095校になり、これは全体の93.9%に該当する数値であった<sup>28)</sup>。最初の市民教育教科書は初等学校2冊(5-6年生用)、中学校と高等学校2冊ずつであった。2015年度からは京畿道教育庁の民主市民教科書がソウル特別市を含む光州広域市、忠清南道、全

羅北道教育庁に普及されるまで活用された。2017年度には市民教育教科書が3種類になり、各々民主市民教科書<sup>29)</sup>、平和市民教科書<sup>30)</sup>、世界市民教科書<sup>31)</sup>として各学校に普及されている。次の〈表7〉は、京畿道教育庁が提示した民主市民教育の方向をまとめたものである。

京畿道教育庁は、民主市民教育を初等・中・高等学校教育課程の指針に反映することを進め、初等学校の場合には、創意的体験活動の時間に活用して指導することを提案している。京畿道教育庁の教育課程連携活用現況分析によると、調査した初等学校(1,107校)の場合、教科連携(84.7%)及び創意的体験活動との連携(80.1%)により民主市民教育が活用されていることが確認できる<sup>32)</sup>。また、中高等学校において民主市民教育が選択教科として編成運営されている学校はそれぞれ9.5%と8%となっており、大半の場合、教科連携において教授学習資料として使われていること

が明らかになっている。連携した科目は、中学校の場合、道徳、社会、国語、歴史科目の順であり、高校の場合は、社会、創意的体験活動、道徳、歴史、国語の順で活用されている。このように国の教育課程上においても、民主市民教育は科目との連携、そして創意的体験活動と併せて行われていることがわかる。

ここからは京畿道教育庁の民主市民教育を基に、教科の構成、そして教授・学習について見ることにする。京畿道教育庁による2017年度の民主市民教育は①自律と自治の学校民主主義の具現②平和・統一教育の活性化③多文化・脱北生徒向け教育の充実④民主市民教育運営支援と4つの推進課題を設定し、展開されている。このうち、①の推進課題には、学校自治運営体系構築<sup>33)</sup>、民主的学校文化実現<sup>34)</sup>、生徒と教師の人権尊重<sup>35)</sup>を詳細推進課題として設定されている。次に、教科の構成については、〈表8〉のように学校級別にまとめられる。

京畿道教育庁の民主市民教育の教授・学習においては、〈表9〉のようにまとめられる。京畿道教育庁は教育課程において民主市民教育を運営するのに考慮する事項をまとめて、効果的な教授・学習を提示している。例えば、京畿道教育庁はなるべく多様な立場を紹介して、生徒が自らの判断で選択する主体性を持たせるようにすることを勧告している。また、日常生活において民主的な生き方をつなげられる実践中心の教育を進めている。例えば選挙管理委員会においての投票活動、討論活動などが進められている。

特に、民主市民教育の教授にあたって、注目できる

のは、教師同士で民主市民教育の指導力の向上を図っている取り組みである。民主市民教育を行っている革新学校では、民主市民教育の教授・学習について教師同士で研究する勉強会を開き、各教科において民主市民教育を効果的に運営する方法を共有するなどの研究をしている。勉強会では、教師間の授業参観が行われるなど、国語、数学のような科目においても民主市民教育が目指す価値をどのように教えるかについて話し合いがなされている。この勉強会は、京畿道単位の民主市民教育研究会と連携し運営することが望まれていることで、教育庁は道内の教師による交流会も支援している。そして京畿道教育庁は各学校で自律的に運営されている優秀ドナリを探し、その支援を続け、教科研究科の活動による教師の力量の強化と民主市民教育の活性化を進めている。革新学校は教授・学習活動を中心にして教育課程運営と授業を革新するという学校再構造化の観点から、民主市民教育の運営において教師を中心に専門的学習共同体を構築している革新学校の特性の一面が窺える。この意味で、生徒の人権保障への価値や生徒参加への支援などに関わる教育課程運営における担い手は、教師であり、その場面で教師のキャパシティが求められるようになる(京畿道教育研究院, 2014)。

4. 革新学校における生徒参加実践の性格分析

以上、革新学校を起点にして革新学校以前の時代と革新学校時代における生徒の人権と生徒参加への論議を探ってみた。ここからは両時代を比較し、革新学校

〈表7〉2017年度民主市民教育の方向

区分	民主市民教育
必要性	○民主市民の資質育成のための教科 ○社会的実践を通し共同体と自己自身を共に変化させることができる市民育成 ○権利が相衝する際に他人の権利を尊重することを学ぶ民主市民を養う教育
追求する観点	○共感と連帯、人権(自由、平等)と正義尊重、批判的思考力、責任感と参与、多様性と配慮

(京畿道教育研究院, 2014)

〈表8〉民主市民教育の教科内容の構成

学校級	領域
初等学校	民主主義, 選挙, 平和, 人権, 多様性, 労働, メディア, 連帯
中学校	市民, 民主主義, 選挙, 自由, 平等, 連帯, 福祉, 労働, 経済, メディア, 多文化, 平和
高等学校	1部: 市民と価値 人権と市民, 多様性と相違, 共感と連帯 自然と環境, 平和と共存
	2部: 市民と制度 民主主義と参与, 労働と経済, 言論とメディア

(京畿道教育研究院, 2014)



〈表 9〉民主市民教育の教授・学習に関する事項

区分	内容
教授・学習の内容展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体系的発問を通した価値探求</li> <li>○生徒中心の活動と示唆性のある資料, 討議と討論</li> <li>○法, 宣言文を通した公共善を見る</li> </ul>
教授・学習の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○示唆的で論争的問題</li> <li>○実際にやっている活動中心</li> <li>○想像を通した模倣と遊び, 協力</li> <li>○討議と討論</li> <li>○主題中心プロジェクト</li> <li>○作文</li> <li>○社会参与</li> </ul>
評価	京畿道教育庁の情意的領域の評価と連携

(京畿道教育研究院, 2014)

における生徒参加実践の性格を分析する。

### A 法制の比較に基づいた性格分析

韓国は1984年度から青少年保護のための関連政策を出して、青少年の人権保障の重要性を表明していた。しかし、当時の青少年保護政策は、外部の有害な環境から青少年を守ることに焦点が当てられ、青少年の人権保障より、外部環境を規制することに重点をおいて実施された。

一方で、大韓民国憲法と教育基本法は基本的に生徒が人権の主体であることを宣言している。さらに、教育基本法第5条により、学校運営における生徒参加も認められている。しかし、初・中等教育法第31条を見ると、これらの宣言は実際の学校現場に適用されていないことがわかる。初・中等教育法第31条には学校運営の自律性を高め、地域の実情と特性に合う多様な教育を実施するために学校運営委員会を構成・運営するとしている<sup>36)</sup>。しかしながら教育主体の協力による学校運営を求めている学校運営委員会には、生徒代表の参加が法的に認められていない。これは実際の学校では、生徒に関わる問題を生徒以外の教育主体のみが決めていることを意味する。学則をつくる際にも生徒の参加が認められていない。ここで生徒は大人たちが決めたことを従うことしかできない存在にとどまり、これは教育関連法制の生徒観といっても過言ではない。

また、初・中等教育法施行令第30条に生徒参加を支援する主体が学校長となっており、学校長は学則をつくってこれにより生徒参加を支援することができる権限を持つ。これは結局、生徒参加のカギは学校長が握っていることを意味する。このように法令は表面的に生徒の人権と生徒参加を認めている価値を確認し宣

言しているが、その裏には生徒を受動的な存在とみている生徒観と学校で生徒以外の教育主体がものごとを決めて生徒の順応を求める学校観が流れているといえる。

他方で、京畿道教育庁の生徒人権条例は、生徒の人権を学校と社会がどのように保障し、生徒参加をどのように支援するかに関して具体的に語っている(第2章: 生徒の人権, 第3章: 生徒人権の振興)。さらに生徒人権条例は生徒の人権が侵害された際に生徒自らできる救済方法を示し、救済装置も設けている(第4章: 生徒人権侵害に対する救済)。何よりも、生徒人権条例は生徒人権保障と生徒参加への価値の実現のために、生徒を含める学校のすべての教育主体の努力を求めていることが特徴である。これについて公は、生徒人権条例は権利の主体である生徒の主体化を求めており、これが実現されれば生徒人権条例がただの「大まかな要約」を超えることになるといっている(公, 2012: 94)。また、公は、生徒人権条例の制定により生徒が能動的に変える条件ができたといい、生徒人権条例の意義を語っている。生徒の人権保障と生徒参加への支援の主体を生徒におき、生徒の能動的な役割を求めている点で、生徒人権条例は国の教育関連法制と関連政策とは区別できる生徒観を持っているといえる。

しかし、公がいう「条件」整備の範囲は国ではなく、地方自治団体にとどまっているのが現実であり、この限界について議論を進めることが必要と思われる。法の枠から考えると、この2つは法の制定主体が異なる。これに関してチェは、あるものを個人の決定ではなく、法として定めることはその重要性について社会が合意したことを意味するといひ、生徒人権条例の

制定は、まさに生徒の人権の重要性に対する社会的合意だといっている(チェ 2011: 6)<sup>37)</sup>。確かに統制と抑圧の空間と考えられてきた学校現場において、生徒の人権保障や生徒参加への価値が生徒人権条例を通して生み出され、条例により実質的な法治が期待できるようになった。

しかし、法の適用範囲をみると、チェがいつている社会的合意の範囲は、国の法令と地方自治団体の条例ということでそれぞれ異なる。この点で、そもそも生徒の人権保障と生徒参加への支援に関する価値は、地方自治団体、あるいは革新学校という枠のみで合意される性格なのかという疑問が残る。国際条約を見るとそのような価値は世界的に通用されていることだし、生徒の人権は憲法的次元のものである(呉, 2012: 131)。したがって、まずは、これらの価値が通用される社会的範囲の設定と拡張(形式的法治)が必要となる。ただの権利の宣言にとどまらず、生徒の人権が保障される実効性のある規定づくり、つまり、法律の制定が求められる。これができれば生徒人権条例と上位法との衝突による些細な論争<sup>38)</sup>や生徒の人権制限に関する地域の差<sup>39)</sup>もなくなり、生徒の人権保障と生徒参加への支援のためのより建設的な社会的論議がはじまると考えられる。次は、形式的法治を超えた実質的法治の実現になる。この意味で生徒人権条例は、生徒の人権を保障し生徒参加を支援する学校文化の整備を求めている点で、実質的法治を可能にする条件整備、または、環境づくりの第一歩として評価できる。

## B 教育課程の比較に基づいた性格分析

革新学校以前の時代において生徒参加は教育課程上、生徒の自治活動としてその領域が構築されている。しかし、ベ(1998)の指摘によると、実際の学校現場において生徒の自治活動は否定されている。金の研究(1999)でも、学級会議と生徒会会議が定期的に行われていると答えた生徒が全体の45.2%にとどまっていると書かれているように、定められた生徒の自治活動の時間が守られていないことがわかる。この実情の原因について、べは学校のような統制メカニズムの下では生徒の人権が侵害されかねないといい、生徒を受動的で統制すべき存在とみる学校観をあげている。また、高校の場合は、入試優先文化が定着しているため、生徒の自治活動は否定されているといっている。べは、このような学校で初・中・高12年間にわたる学校生活を通して生徒が自治活動に対する否定的な経験を積むにつれ、自然と自治活動を不必要なものとする

のが当然だと語っている。この研究から参加の当事者である生徒自身も自らの権利について消極的に反応する実情は、教育関連法制で見られる学校観や生徒観とは差がないことがわかる。このような実情では、生徒の自治能力は当然として衰退し、彼らの権利に関わる問題にも鈍感になる傾向が続くという懸念が残る。

革新学校以前の教育課程面における問題のもう一つは、学校で生徒が参加できる領域が学級内活動と生徒会活動ということに限られていてことである。金も生徒の自治活動は主にこの2つの領域で行われていると言及し、生徒の自治活動関連研究もこれらの活動のみに焦点が当てられているといっている(金, 2002: 9)。また、生徒の自治活動の象徴である生徒会であっても、生徒会室の不在、活動のための資金を集める権利不在や生徒会活動費に対する支援不在など、生徒会活動を支援する物理的条件が整っていないことも指摘している(金, 2002: 60)。

一方で、革新学校においては、民主市民教育課程の下で生徒参加の実践が進められている。京畿道教育庁の民主市民教育指針には、自治機構の独立性保障という関連事項が設けられ、ここでは自治会室構築の義務化、自治運営費編成など自治活動の活性化のための具体的な事項が記されている(京畿道教育庁, 2016: 4)。これに従い革新学校は円滑な民主市民教育のための環境をつくっているのである。

民主市民教育の内容と構成については、学校級の差はあるが、基本的に人権と民主主義と参加というテーマがあり、実際の授業における参加活動を通してそのような価値を身に付けることを目指している。民主市民教育における生徒の参加活動は、民主市民教育の時間でも他の教科の時間でも行われ、授業との連携が必要となっている。そのため、民主市民教育を運営するには、教師の役割と裁量が求められ、かつ、教科を超えた教師の協業も必要とされている。先述したように、実際に民主市民教育を運営している革新学校では、教師間の授業公開、研究会のような取り組みを通して民主市民教育が行われている<sup>40)</sup>。研究会で教師は生徒参加を支援する価値と意識を身につけ、これを教師同士で共有し、学校現場において生徒の参加を積極的に支援している。ここで教師の積極的な支援は生徒参加の必要条件になることが確認できる。

生徒参加における教師の協力と支援はもう一つの意味を抱えている。従来は生徒の学校生活における教師の関わりや導きが、教師の一方的な「指導」として思われていたことに対して、革新学校の民主市民教育に

においてはそれらは教師と生徒の相互的な「教育」になるということである(李外, 2017)。最近このような教育を「回復的生活教育」といっている<sup>41)</sup>。

生徒の自治活動を否定している革新学校以前の時代と比べて、革新学校は生徒自らの活動と教師の協力による生徒自治活動の実現を求めている。さらに、革新学校は学校運営における生徒の参加を認めるなど、実質的な生徒参加の環境をつくっている。ここでは生徒参加を支援していく教師間の協力が前提になり、これによって学校文化が定着してくるのである。これがまさに革新学校の特徴的な取り組みになり、革新学校以前の時代との差が伺える接点になる。

以上、革新学校は、生徒人権条例と民主市民教育に流れている理念と哲学に基づいて生徒の人権を保障し、生徒参加を支援する文化をつくっていることが確認された。革新学校はこのような文化により、民主的な学校文化づくりの取り組みを実現しており、これらは既存の学校の取り組みとは異なる革新学校の特性になる。つまり、革新学校の核心は文化であり、この文化は持続可能な学校革新を成し遂げる革新学校の自生的な力になるといえる。

## 注

- 1) 長フン, 金ミョン2011.「京畿革新学校運営事例分析—初等学校事例を中心に—」『学習者中心教科教育研究』11(11)
- 2) 成ヨルカン2011.「進歩教育監時代, 革新学校の意味と課題」『教育批評』28
- 3) 南外, 2015
- 4) 国は青少年の福祉向上のための政策を実施する義務を負うという青少年政策の憲法的根拠により、青少年のみを対象にしてつくられた法律として1987年11月28日に公表された。この法律はこの後に出される青少年保護法の根幹といわれている(行政安全部国家記録院 <http://www.archives.go.kr>)。
- 5) 1991年12月31日に制定され、この後その内容が一部(最後には2016年12月20日に一部改正された)、または、全部改正された。青少年基本法の構成は次の通りである。第1章総則、第2章青少年育成政策の総括・調整、第3章削除(2008年2月29日)、第4章青少年施設、第5章青少年指導者、第6章青少年団体、第7章韓国青少年活動及び福祉など、第8章青少年育成基金、第9章補則、第10章罰則、全文66条と付則でなされている。
- 6) 1997年3月7日に制定された法律で、今日にかけて実施されているすべての青少年保護政策と関連する法律として評価されている。当時の文民政府は青少年と周辺の有害環境を規制の対象として保護するためにこの法律の制定を導いた。この法律より、青少年保護が独自の政策分野として位置づけられた(李外, 2014: 11)。

- 7) 2000年2月3日に制定され、同年7月1日から施行された。性売買と性暴力の対象になった青少年を保護・救済する装置を整えることで青少年の人権を保障し、青少年を社会構成員として復帰させることを目的とした(李外, 2014: 12)。
- 8) 2004年2月9日に制定された青少年活動に関連する条項を含めている法律である。この法律により、青少年修練活動をはじめ、文化活動、交流活動など多様な青少年活動のための制度的基盤が整えられた(李外, 2014: 12)。
- 9) 青少年活動振興法と同様に2004年2月9日に制定された。青少年福祉の向上のために家庭、社会及び国家が必要な事項を定めることによって、青少年の成長と発達を図ることを目的として制定された(李外, 2014: 12)。
- 10) 朴ジンギョ 2013.「青少年保護政策の評価と展望：法律制度と制度の変遷を中心に」『青少年学研究』20(2) 367-395
- 11) 児童・生徒の人権尊重と参加の重要性を掲げた国際会議である。この会議の結果、リスボン宣言(the Lisbon Declaration on Youth Policies and Programmes)が採択され、各政府は青少年政策を重要国定課題として扱うことを決め、青少年の参加、発達、平和、教育、雇用、健康、薬物と虐待などの領域において世界的に努力をすることを宣言した。
- 12) 呉ドンソク 2012.「なぜ生徒の人権なのか—法から見る生徒人権—」  
公ヒョン, 朴ボクソン, ペ・ギョンネ外『最も人権的な、最も教育的な生徒人権が教育に問う』教育共同体ポット2012.
- 13) 第12条：青少年特別会議の開催①国は政府的次元の青少年政策課題の設定推進及び点検のための青少年分野の専門家と青少年が参加する青少年特別会議を毎年開催しなければならない。  
②青少年特別会議の参席対象運営方法など詳細な事項は大統領令で決める。(http://www.law.go.kr)
- 14) 2005年7月から青少年たちが彼らに関わる問題を自ら解決し、青少年たちの社会参加というメッセージを社会に送り出した青少年の活動である。  
ここではオンブズティン(Ombudsteen: Ombudsman+Teenager)という青少年権利の代理人が青少年人権の重要性と青少年自ら権利意識を持たせるための活動を行っていた。
- 15) この改正発議案は、特に、初・中等教育法第17条を取り上げ、学則をつくる際には学校長が生徒会と協議して決めると定めている。なお、この改正発議案は生徒会の審議議決事項を学校予算関連にまで広げて生徒会の活動を支援する、学校において生徒の人権侵害を禁止する、また、学校運営委員会に生徒代表も参加できるなどの内容が含まれている(初・中等教育法一部改正法律案チェ・シュンヨン発議参考)。
- 16) 憲法と教育基本法が掲げている生徒の国民的基本権利という価値が学校現場で共有されるべきであるにもかかわらず、初等・中等学校において体罰、頭髮規制のようなことが生徒の教育的目的という名の下に行われていることを指摘し、2006年度のチェ・シュンヨン議員が発議した初・中等教育法一部改正法律案を参考にして出した。
- 17) 韓国での正式名称は「学生人権条例」である。韓国では学齢期の児童・生徒、大学生など学んでいる人をすべて学生という。本論文は日本語の論文であり、日本の読者に向けている論文であるため、ここでは中等教育を受けている者(中学校・高等学校に在



- 籍する者)を指す生徒と変え、「生徒人権条例」とする。
- 18) 2015年9月に創意的融合人材養成を目標として確定・発表された。2015年改訂教育課程の適用は初等学校1-2年生の場合、2017年度開始、2018年度は初等学校3-4年生と中・高等学校1年生、2019年度は初等学校5-6年生と中・高2年生、2020年は中・高3年生が開始対象となっている。
- 19) 教育部 2015 創意的体験活動教育課程付録 20ページ
- 20) カン・シュンギョ2001.「中学校自治活動の運営実態調査研究」淑明女子大学修士論文
- 21) 全教職員労働組合生徒事業局『生徒自治活動1,2』ブルナム、1990
- 22) 教育人的資源部 2000.「特別活動裁量活動教育課程の編成と運営」
- 23) ①すべての国民はその能力に応じ均等に教育を受ける権利がある。  
②すべての国民とその保護している子どもに少なくとも初等教育と法律が定めている教育を受けさせる義務がある。  
③義務教育は無償で行う。  
④教育の自主性・専門性・政治的中立性及び大学の自律性は法律が定めていることによって保障される。  
⑤国は生涯教育を振興すべきである。  
⑥学校教育及び生涯教育を含む教育制度とその運営、教育財政及び教員の上位に関する基本的な事項は法律で定める。
- 24) 当時、この委員会の委員長はグォク・ノヒョンであり、彼は2015年度教育監選挙を通してソウル市の教育監になりソウル市の革新学校の普及に力を入れていた。
- 25) 2011年10月5日は光州広域市の教育庁、2012年1月26日はソウル市の教育庁、2013年7月12日は全羅北道の教育庁が公表し、実行中である。
- 26) 呉ドンソク 2010.「生徒人権条例に関するいくつかの法的論争」『教育法学研究』22(2)
- 27) 共に生きる民主市民を育成し、平和の精神と価値を教育現場において実践することを目的として、京畿道教育庁が2011年に制定した憲章である。この憲章における価値を実際の教育現場で適用するために民主市民教育の概念が出されたといえる。
- 28) 連合ニュース2014.2.20 (<http://www.yonhapnews.co.kr/society>)
- 29) 初等学校3-4年、5-6年、中学校、高等学校
- 30) 初等学校5-6年、中学校、高等学校
- 31) 初等学校5-6年、中学校、高等学校
- 32) 京畿道教育庁教育委員会2015.「学校民主市民教育振興条例案審査報告書」—参考資料『共に生きる民主市民』教科活動現況分析—
- 33) 運営方向：生徒自治活動活性化、教職員自治実現
- 34) 運営方向：民主的意思疎通活性化、教育共同体責務性強化、学校構成員の水平的関係づくり
- 35) 運営方向：生徒人権尊重、教員人権保護、人性教育充実
- 36) 単位学校の教育自治の一環として1996年度に学校運営委員会制度が導入された。すべての国・公立学校において学校運営委員会の設置は義務化され、私立学校の場合も1999年8月初・中等教育法の改正により2000年度から設置義務化された。委員会の構成は保護者、学校長を含めた教員、地域住民(教育行政機関、教育専門家、学校同門代表、企業人など)の参加が原則となっている。
- 37) チェ・ヒョンチャン 2011.「人権、生徒人権、生徒人権条例—生徒人権条例は生徒人権を保障するの—」『汎韓哲学会論文集』
- 38) 生徒人権条例は条例という性格上、上位法とぶつかりかねない。例えば、初・中等教育法施行令第31条7項では「教育上、否可避な場合を除いて、身体的苦痛を与えることはできない」といっているが、体罰を禁止し、否可避な場合はないと主張していた生徒人権条例は上位法を違反していると判断されたことがある。これについて2015年5月の大法院判決において生徒人権条例は上位法を違反していないと結論が出されこの論議は終了したが、これからも生徒人権条例と上位法との法令の解釈をめぐる問題が起こる可能性は残っている。
- 39) 各市・道教育庁別に生徒人権条例を推進していることに対して、鄭は生徒の人権制限の程度に関する地域間の差を問題点としてあげている。  
(鄭スンウォン 2011.「生徒人権条例の現況と公法的争点」『教育法学研究』23(2))
- 40) 筆者は2014年9月から2014年12月まで韓国の革新中学校での調査を行い、そのうち革新中学校で行われた教師の授業公開と研究会に参加したことがある。当時研究会に参加された教師はインタビューでこのような研究会を通して民主市民教育という価値をどのように各科目に反映して生徒に教えるかを工夫していると言った。
- 41) 生徒を体罰と統制の対象として扱い、彼らの行動をより良い方向に先導していた生活指導に対して、教師と生徒間の関係回復を通して責任と相互尊重を学ぶ生徒教育を目指している意味で回復的生活教育の言葉が使われている。この回復的生活教育は、回復的正義という言葉から起源された。回復的正義はアメリカのハワード・ゼア(Howard Zehr)教授が提示した司法概念で、犯罪者が罪に対して懲罰を受けて終わるのではなく、彼らを更生させ、行動への責任を悟らせる意味で、回復的正義が使われることになった。  
(金ジヨン、河ヘシユク 2015.「学校相談の観点から見る回復的司法学校暴力を中心に」『青少年学研究』22(7))

## 引用文献

- 公ヒョン、朴ボクソン、ベ・ギョング外『最も人権的な、最も教育的な生徒人権が教育に問う』教育共同体ポット 2012.
- 金ナンヨン 2002.「生徒自治活動と生徒権利実現」ガトリング大学修士論文
- 金ジュンス 2004.「学校生活規定を通して見る生徒人権実態分析」麗水大学修士論文
- 金ジソン 1999.「生徒自治活動に関する研究—蘆源・道峰地域高等学校生徒の中心に—」.中央大学修士論文
- 教育部 2015.「創意的体験活動教育課程」
- 京畿道教育研究院 2014.「なぜ、そしてどのような民主市民教育であるか?—韓国形学校民主市民教育の理論的基礎に対する研究—」
- 京畿道教育庁 2010.「生徒人権条例」
- 京畿道教育庁 2010.「生徒人権条例解説書」
- 京畿道教育庁 2012.「2012年革新学校推進計画」
- 京畿道教育庁 2016.「能動的で公共的生き方を実践する市民育成の



ための2017民主市民教育基本計画]

南美子, 李ギョデ, 趙ユンジョン, 鄭ジンファ 2015. 「単位学校革新過程においての生徒の役割に関する質的研究—京畿道革新高等学校の事例を中心に—」『教育学研究』35(1)

李ミンヨン, 百ウォンソク, 趙ソンヒョン『生徒自治を語る』エデュニティ. 2017

李ユジン, ベ・ギョハン, 李サンヒ 2014. 「青少年保護の時代的重要性と未来の望ましい方向」『韓国青少年政策研究院』

ベ・ギョネ 1998. 「生徒人権侵害に関する研究：高等学校を中心に」. 延世大学修士論文

チェ・ユンジン, 李ヘジュ, 李ミリ『青少年人権論』ソウル：科学社. 2004

柳ギョングン 2015. 「革新学校を実現していく生徒の変化と向後課題:中等学校生徒たちを中心に」

(指導教員 勝野正章教授)